

MANAGEMENT REPORT

2024



WINTER

発行 ひかりアドバイザーグループ (HAG)

編集人

HAG 代表 光田周史

ひかりアドバイザーグループ



CEO 光田 周史



■今年もよろしくお祈りします

本来であれば、新年を寿ぐ挨拶からスタートするべきところですが、能登半島地震や羽田空港航空機衝突事故など新年早々に相次いだ天災や事故に関する報道に接するにつけ、「おめでとうございます」と申し上げるのは相応しくないようにも思います。まずは、被災者のみなさんや亡くなられた方々にお見舞いと哀悼の意を表する次第です。

それにしても天災は避けられないとはいうものの、昨年から頻発する地震に対して何らかの備えができなかったのだろうかという疑問が残りますし、羽田事故に関しては明らかにヒューマンエラーですから、これも事前の防止策が十分であったのかという疑問を払拭できません。

流れてくるニュース映像等を他人事のように見聞きしていますが、「明日は我が身」であることを念頭に置き、「転ばぬ先の杖」を意識する一年にしたいと思います。

■グループもいよいよ成人に

私たち、ひかりアドバイザーグループが産声を上げたのは2006（平成18）年4月でしたから、今年の4月で満18歳になります。18年間、紆余曲折を経ながら、グループ全体の役職員数は230名を超え、拠点数も北は札幌から西は福岡まで全国で8拠点を数えるまでになりました。これも偏りに関係各位のお力添えの賜と心より感謝申し上げます次第です。

去る1月12日には年初のグループ全体会議が開催され、今年度上半期（2023年7月～12月）の業績報告も行われました。グループ合計の収入が約9億円とのことでしたから、通期では20億円も視野に入ってきたように思います。

グループを構成する各法人がそれぞれの目標数値を達成できるように、さらなる努力を重ねる所存ですので、どうか引き続きのご支援をお願い申し上げます。

■人口半減社会における土業のあり方

去る1月9日、人口戦略会議が「人口ビジョン2100」を提言しました。現在の基調が変わらない限り、2100年には日本の人口は6,300万人に半減し、超高齢化と地方自治体の消滅という未曾有の危機に晒されることから、その対策として8,000万人での人口維持を図るための方策が縷々述べられています。しかし、東京一極集中の是正が言葉だけで終わっていますし、出生率を2.07に引き上げることなど無理筋の話が並んでいます。つまり、2100年には間違いなく人口半減社会が到来すると言っても良いでしょう。

そこで、このような人口半減社会において土業が生き残るための方策をchatGPTくんに聞いてみたところ、次のような答えが返ってきました。①高度な専門知識の提供による競争優位性の確保、②クライアントニーズの的確な把握による信頼関係の構築を通じた競争力確保、③DXによる業務効率の向上によるコスト競争力の確保、④新しいビジネスモデルの検討、そして⑤国際市場への参入の5項目です。

いずれも、chatGPTくんに言われるまでもなく、頭の中では分かっていることばかりですが、口で言うのはたやすく、実行することが難しい内容です。しかし、これらの課題を着実にクリアしていかなければ、人口減少社会で、ひかりアドバイザーグループが生き残れないこともまた事実なのです。

■辰年に因んで

十二支の中で唯一架空の動物が辰＝龍ですが、昇竜とも言われるように、高く上昇することが祈念されている干支でもあります。今年が高く上昇できる一年になることを心から祈りたいと思います。



HAG ひかりアドバイザーグループ

〒604-0872 京都府京都市中京区東洞院通竹屋町下る ひかりビル TEL.075-252-1300 FAX.075-252-1301





■ インフレ圧力とカギを握る価格転嫁

昨年からインフレ圧力が継続している中、日本経済もインフレ体質に変わりつつあります。しかしながら日本では人件費や原材料のコスト増に対する価格転嫁が遅れているのが現状です。欧米の物価上昇率の変化と比べても日本は緩やかな上昇率でした。

今後、良いインフレとして経済が循環するためには、価格転嫁により労働者の給与が増え、消費も伸びる状態がマストで必要となります。日本の場合、価格転嫁の進捗状況は50%程度（商工会議所、帝国データバンク調査）のようで、特に業種別ではサービス業の価格転嫁が遅れているようです。

2024年の日本経済は、価格転嫁がカギを握りそうです。



■ 1月から電子帳簿保存法がスタート

昨年10月にスタートしたインボイス制度の導入により、導入後は消費税の仕入税額控除要件に適合請求書（インボイス）の発行・保存が義務化されました。

さらに今年1月からは電子帳簿保存法の電子保存義務化がスタートし、「電子取引」については電子データで証憑書類を保存することが義務化されました。

各担当者より具体的な対応策については既にご案内させていただいているところですが、対応を間違えると思わぬところでの不利益を被ることもなりかねません。ご不明な点がございましたら、遠慮なく各担当者にお尋ねください。

▽東京オフィスが移転します【ひかり司法書士法人】

ひかり司法書士法人の東京オフィスが2月に移転します。2017年2月2日に東京オフィスを開業し、7周年のタイミングでの移転となります。当時は執務室に机を2つ置いてのスタートでしたが、今回わずかながらも広いオフィスに移転することができ、これも皆様の支えの賜物と深く感謝しております。今後とも変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

移転後の所在地
東京都千代田区丸の内二丁目2番3号
丸の内仲通りビル5階

※TEL/FAXは変更ありません

■ 司法書士はコスパが低い？



司法書士試験に合格するためには、一般的に3,000時間の学習が必要とされています。また他士業と比較しても難関試験だとされています。

昔は「資格さえ取れば一生飯が食える」と言われ、司法書士という資格はかなり魅力的であったようです。ただし現在では、好景気や人手不足など就職先に困らない世の中で、わざわざ多くの時間を費やしてどれだけのリターンが得られる不透明である、といったところから資格取得を敬遠される方も少なくないようです。

参考までに司法書士の年収についてご紹介してみたいと思います。日本司法書士連合会から発表されている統計資料からすると、年収1,000万円を超えている司法書士の割合は全体のおよそ17%となっています。日本の全産業では5%程度とされていますので、比較すると悪くはないのではないのでしょうか。ちなみに500万円～1,000万円未満が約33%、200万円～500万円未満が約30%となっています。



AIなどのIT技術の発展によって、司法書士業界にはこの先明るい未来はない、と色々なところで記事を目にしますが、これについてはどの業界も同じであり、知恵と工夫で明るい未来もあるものと信じています。

司法書士資格は今のところ定年（有効期限）もありませんので、実務能力などはさておき、「死ぬまで司法書士という資格で商売ができる」と考えれば、全く割にあわないとも言えないのではないのでしょうか。

ここでは年収など金銭的な部分のみを取り上げましたが、依頼者の方からは業務に対して感謝されることもあり、十分に専門家としてのやりがいを感じられる職業でもあります。ぜひ若い方々にもこの業界へ来ていただければと思います。



ひかりアドバイザーグループ
ひかり司法書士法人
代表社員 上田 茂



■ 四半期情報開示にかかる改正

金融商品取引法の対象となる上場企業等につきましては、投資家への適時の情報開示の観点から、四半期ごとに四半期報告書の開示が必要でしたが、法令改正により2024年4月1日から第1・第3四半期報告書は廃止されて決算短信に一本化されることとなりました。

第2四半期については半期報告書という名称となり、内容的には従来の四半期報告書をほぼ引き継ぐこととなります。



ひかりアドバイザーグループ
ひかり監査法人
代表社員 岩永 憲秀



■ 改正の経緯

この廃止議論は、もともと四半期ごとの業績開示が日本企業の短期的な業績志向を助長し、長期的な観点からの設備投資や人的投資などが消極的になることへの懸念が発端となっており、四半期報告書のみならず決算短信も含めて業績開示のあり方が検討されてきました。



しかし、議論が重ねられる中で、四半期ごとの業績を確認することの有用性が認められ、結果的には上記のような改正となりました。決算短信と四半期報告書は開示時期が近く内容的にも重複する部分が多かったため決算短信への一本化は必然的な流れとも言えます。今年4月以後における開示実務の変更にあたり、該当企業においては混乱を生じないように早めの準備が求められます。

■ 監査人によるレビュー制度

今後、第1・第3四半期にかかる決算短信について、監査人によるレビューを受けるかどうかは会社の任意とされたことから、上場会社等の各社がレビューを継続依頼するかどうか、今後の動向が注視されます。

■ 人事労務分野における改正事項

2024年は労務の分野においても大きな法律の改正があります。

まず、いよいよ4月から建設事業や自動車運転の業務等に時間外労働の上限規制が適用されることとなります。時間外労働の上限規制は働き方改革の目玉であり、2019年に大企業から適用が始まりましたが、それから5年間の猶予措置を経てひとまず完成形を迎えることとなります。物流業におけるトラックドライバー不足への懸念はメディアでも多く取り沙汰されているところですが、建設業界を含めてインフラにかかわる人手不足は我々の生活に大きな影響を与え、ますます働く人々の環境は変化していくことになると考えられます。

また4月1日以降、全ての労働契約の締結時と有期労働契約の更新時には、就業場所、業務の変更の範囲について明示しなければならないこととなりました。有期契約労働の締結時と更新時においても、通算契約期間または更新回数の上限の有無及び内容を明示しなければなりません。さらに、無期転換ルールに基づく無期転換申込権が発生する契約の更新時にも無期転換申込の機会があること、無期転換後の労働条件を明示することが必要です。予めこうしたことを伝えることで、認識の相違によるトラブルの発生を防ぐことが目的です。

さらに10月には短時間労働者について社会保険を適用事業所がさらに拡大することとなります。これまで、2016年10月から501人以上、2022年10月から101人以上の企業が対象とされていましたが、2024年10月以降は従業員51人以上の勤め先で働くパート・アルバイトも社会保険の対象となります。

事業所のみならずパート・アルバイトとして働く人にも大きな影響を与える改正も多く、人事・労務の分野は今年もいろいろと忙しくなりそうです。



ひかりアドバイザーグループ
ひかり社会保険労務士法人
代表社員 徳光 耕嗣



ひかりアドバイザーグループ
ひかり行政書士法人
代表社員 中川 哉



■スタートアップ支援のための定款認証の新たな取り組み

小規模な会社をスピーディーに設立したいという起業者のニーズに応え、2023年12月に日本公証人連合会から「定款作成支援ツール」が公開され、同ツールで作成された定款のpdfファイルにマイナンバーカードで電子署名をして申請すると、公証役場へメールが到達後48時間以内に定款認証手続きが完了するサービスの試行運用が始まりました。当初は東京都・福岡県の公証役場が対象ですが、利用状況を踏まえて対応する公証役場を順次拡大する予定とのことです。

他にも2024年3月からは、全国の公証役場において従来は公証人の面前で行っていた定款認証の審査についても、対面実施の希望がない限りWeb会議での原則化を予定しているようです。

■「またひとつ行政書士の業務が失われていくのでしょうか？」

これまで定款認証の電子申請は、電子証明書や申請用ソフトの取得や設定などが必要で、大半の起業者にとっては一生に一度あるか否かという手続きに対してハードルの高い仕組みとなっていました。今回の取り組みはマイナンバーカードを活用して申請者自身が簡単に行政手続きを行えるようにする大きな取り組みだと思います。

従来この定款認証手続きは、司法書士や行政書士が業務として代理申請を行うことが一般的でしたが、また一つの業務が斜陽になってしまうのでしょうか？ 僕はそうは思いません。（←断固たる決意）

たとえば任意団体として活動している学会や研究室などの場合、法人化をするにあたっては、現在の運営体制や組織体系をできるだけ現状のまま移行したいとお考えになる方も多くおられます。

その場合、単に法的な記載要件を満たす定款書類を作成するのではなく、役員を選出方法、組織構成、会則や規則・内規などについて、移行後の組織運営にスムーズに行うため、詳細に定款の内容を取り決めておく必要があります。こういった場面では各法律に則った形でお客様のご意向に沿った定款をオーダーメイドで作成することが、専門家である行政書士には行うことができます。

ね？まだまだ行政書士もお役に立てそうですよね。

HAG ひかりアドバイザーグループの職員全体会議を実施しました

新年を迎えた1月12日にグループの全体会議を開催しました。

各法人の業務取り組み事例の共有や、法人代表たちによるパネルディスカッションなどを実施し、全体会議の後の懇親会では、普段は勤務オフィスの異なる他拠点・他法人のメンバーとも交流を深めました。



全体会議や懇親会を通じて、現在のグループの経営状況や運営方針・主要戦略を共有することで所属職員の参画意識やモチベーションの向上につなげるとともに、他部署・他法人メンバーとの交流を通じて各人の役割を共有し合い団結力を高め、今後ともお客様に対しグループ一丸となって更なるワンストップサービスの向上に努めていきたいと考えております。

